

(電子メール施行)

長 政 号 外
令和2年5月15日

各老人福祉施設管理者 } 殿
各介護保険事業所管理者 }

宮城県保健福祉部長寿社会政策課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」の解除について (通知)

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、現下の困難な状況の下、高齢者に対するサービスの提供に努めていただいていることに改めて敬意を表するとともに、心より感謝申し上げます。

さて、このたび、本県において新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言が解除されましたが、サービスを提供するに当たっては、引き続き適切な感染防止対策を講じるよう御留意くださるようお願いいたします。

なお、サービスの提供に当たって留意すべき事項については、下記ホームページに掲載されておりますので、御確認願います。

記

- ・ 宮城県保健福祉部長寿社会政策課ホームページ (新型コロナウイルス関連情報)
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/corona2020.html>
- ・ 「新型コロナウイルス感染症 ～市民向け感染予防ハンドブック」
監修：賀来満夫 (東北医科薬科大学医学部特任教授・東北大学名誉教授)
作成：東北医科薬科大学病院感染制御部
東北大学大学院医学系研究科総合感染症学分野 仙台東部地区感染対策チーム
www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/info/information/2326/
- ・ 持続化給付金に関するお知らせ (経済産業省ホームページ)
<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>
- ・ 宮城県新型コロナウイルス感染症対策サイト (事業者・施設管理者向け要請等)
<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/>

担当	長寿社会政策課施設支援班 運営指導班
電話	022-211-2549・2556
FAX	022-211-2596